

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 4 項の規定により、定款変更認証の申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

1 定款変更認証申請を行った特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人すいへい工房・和東

(2) 代表者の氏名

岡田 勇

(3) 主たる事務所の所在地

相楽郡和東町大字釜塚小字河原 14 番 11

(4) 定款に記載された目的

この法人は地域住民をはじめ、高齢者、障害者等社会的弱者の安全快適な生活環境を確保するため、生活の向上をめざした雇用確保と部落差別をはじめ人権に関わるあらゆる差別の早期解消をめざして、高齢者等に対する相互交流や支援体制の充実、雇用の創出・確保の推進、地域の安全及び環境保全に関する事業、また人権問題に対する啓発活動事業を行うことにより、地域における生活環境活動の向上と住民福祉の増進、更に人権擁護に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

令和元年 9 月 18 日

3 縦覧場所

京都府山城広域振興局企画総務部企画振興室及び木津地域総務室並びに京都府政策企画部企画参事（中部担当・府民協働担当）付（旧本館）

4 縦覧期間

令和元年 9 月 18 日から令和元年 10 月 18 日まで